高圧ガス製造施設休止届書について手引き

１　特定施設の使用を休止したときは、高圧ガス製造施設休止を届け出ることができます。

特定施設を１年以上（告示により別の定めがあるものについては、その定める期間）休止するときは、高圧ガス製造施設の休止を届け出ることにより、その特定施設に対する保安検査を受検しないことができます。

２　手続きに必要な書類

|  |  |
| --- | --- |
| 書類 | 部数 |
| 高圧ガス製造施設休止届書（一般則様式第３７の２、液石則様式第３６の２） | 1 |
| 使用を休止した特定施設の位置、範囲等を明示した図面 | 1 |
| 使用を休止した特定施設について講じた措置を記載した書面 | 1 |

　※控えが必要な時は、副本とともに２部提出すること。

３　手数料

　　不要

４　留意事項

ア「使用を休止した特定施設」とは、高圧ガスの製造を一か月以上にわたり継続して中止する計画をもって休止している製造施設であって、他の製造施設と明確に縁切りされていることが確認でき、かつ、その製造施設中のガスをそのガスと反応しにくい窒素等の不活性ガスで置換することにより、保安上の措置が講じてある状態のものをいいます（高圧ガス保安法及び高圧ガス保安法施行令の運用及び解釈について（内規）（平成１９年７月１日））。

イ「告示により別の定めのあるもの」とは、「製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示」（昭和５０年通産省告示第２９１号）第１４条に掲げる表に示される製造施設及び期間をいいます。

５　届出の方法

届出に必要な書類を、次の申請先に郵送し、又は持参してください。

|  |
| --- |
| 鳥取県危機管理局消防防災課〒６８０－８５７０　鳥取市東町一丁目２７１番地　電話　０８５７－２６－７０６３ |

様式第３７の２（一般則第７９条、第８０条）

様式第３６の２（液石則第７７条、第８０条）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 高圧ガス製造施設休止届書 | 一　般液　石 |  |  |
| ×受理年月日 |  |
| 名称（事業所の名称を含む。） |  |
|  | 〒 |
|  | 〒 |
| 使用を休止した特定施設 |  |
| 休止期間 |  |
| 休止理由 |  |

　　　　　　年　　　月　　　日

　　　　　　　　　　　　　代表者　氏名

　烏取県知事　様

備考 １ この用紙の大きさは、日本産業規格A４とすること。

 ２ ×印の項は記載しないこと。